

送出国の公的機関からの送出機関推薦状の添付について【2017.06.07】

監理団体の許可申請に当たって、送出機関について送出国の公的機関からの推薦状を添付していただく必要がありますが、当該推薦状の入手に時間を要する場合には、申請時に揃っていない場合でも申請を受け付け、本年10月10日までに追加提出していただく取扱いとしますので、ご利用ください。(「よくある御質問(監理団体の許可申請関係)」のNo.11-4参照。)